

2024 年 12 月 16 日

通貨ニュース

韓国：尹大統領の弾劾訴追案が可決、今後は憲法裁判所による審議へ

韓国の尹錫悦大統領が 3 日に宣布した「非常戒厳」を巡って、12 日に野党が 2 度目となる尹大統領の弾劾訴追案を議会に提出し、14 日、賛成が議員定数の 3 分の 2 を上回り可決された。本欄では弾劾訴追案可決までの経緯とその後の流れにつき整理することとする。それまでの動向については過去の通貨ニュース(*)も合わせてご確認頂きたい。

野党側は、今月 7 日に最初の弾劾訴追案を提出していたが、可決には与党「国民の力」の議員の造反が必要であったため不正立に終わった。しかし、最大野党の「共に民主党」の李在明代表は与党側の態度を強く批判し、12 日に同様の訴追案を再提出し、14 日に再度採決が行われた。結果、今回は複数の与党議員の造反もあって、可決に必要な議員定数 300 に対して 204 の賛成となったことで、弾劾訴追案は可決された。これによって尹大統領は職務執行停止となり過去 3 例目の大統領弾劾訴追を受ける格好となった。なお、弾劾案の可決によって、大統領権限は韓憲法が一時的に代行することとなった。

今後については 9 日の通貨ニュースでも触れた通り、尹大統領の罷免は憲法裁判所の判断に委ねられることとなった。ルールの上では 180 日以内に憲法裁判所による審査が実施され、その後に大統領選挙が行われる流れになっている。180 日の期限いっぱいまで審議が長引く可能性は限定的だが、朴元大統領の件では 3 か月程度の時間を要していたこともあり、韓国政治の混迷は年明け以降も継続することになりそうだ。また、尹大統領は現在、内乱罪の容疑で刑事訴追を受けている立場でもある。このため仮に憲法裁判所が刑事訴追の状況を確認した上で弾劾訴追審議をする姿勢を示せば、それだけ弾劾訴追の審議は後ろ倒し(≡尹大統領の弾劾が遅れる)ことになる。このほか、韓国の憲法裁判所は 9 人で構成されるが、うち 3 人が任期を終えて後任が決まっておらず、そもそも現状では弾劾訴追の審議に必要な 7 人の裁判官の出席に充足していない。この件につき特例ルールが今後決定されるかなど不確実な点もあり、スムーズな審議を進める上での 1 つのネックにもなりかねない。

そして、弾劾訴追で尹大統領が罷免となれば大統領選挙が視野に入る。ここまでの経緯を踏まえれば「共に民主党」の李在明代表が最大の候補の 1 人となるが、同氏は現在公職選挙法違反の疑いで裁判中の身でもある。一方、与党「国民の力」の韓東勲代表も今回の件で 16 日突如辞意を表明しており、大統領選までに党内を含めた立て直しが急務である。尹大統領の弾劾訴追案可決によって今週の KRW 相場は持ち直しの動きが出ているが、状況のプロセスを加味すれば道のりは困難で長い印象は否めず、決して楽観はできない。

(*)12 月 4 日付通貨ニュース:【韓国:異例の「非常戒厳」を巡る騒動の概要と金融市場の反応】、12 月 9 日付通貨ニュース:【韓国:「非常戒厳」を巡る混迷は続く】

金融市場部
シニアマーケット・エコノミスト
堀 堯大
03-3242-7065
takahiro.hori@mizuho-bk.co.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。当資料は信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。また、当資料の著作権はみずほ銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。なお、当行は本情報を無償でのみ提供しております。当行からの無償の情報提供を望まれない場合、配信停止を希望する旨をお申し出ください。